

# 目 次

令和2年6月定例会

NO	議案番号	件 名
1	議案第38号	専決処分の承認を求めることについて
2	議案第39号	箱根町固定資産評価審査委員会条例及び箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
3	議案第40号	箱根町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
4	議案第41号	箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
5	議案第42号	箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
6	議案第43号	令和2年度箱根町一般会計補正予算(第2号)
7	議案第44号	工事請負契約の締結について
8	議案第45号	工事請負契約の締結について
9	議案第46号	工事請負契約の締結について
10	議案第47号	物件供給契約の締結について
11	議案第48号	物件供給契約の締結について
12	議案第49号	物件供給契約の締結について
13	議案第50号	物件供給契約の締結について
14	議案第51号	町道路線の変更について
15	議案第52号	町道路線の変更について
16	議案第53号	監査委員の選任について
17	議案第54号	固定資産評価審査委員会委員の選任について



議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度箱根町一般会計補正予算について、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）について

別紙、令和 2 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）のとおり

令和 2 年 6 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の拡大により観光客が大幅に減少し、影響を受けている町内経済を活性化させるための予算について、既定予算を補正する必要が生じたため、令和 2 年度箱根町一般会計補正予算について専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。



## 専 決 処 分 書

令和2年度箱根町一般会計補正予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和2年5月25日

箱根町長 山 口 昇 士



## 令和 2 年度箱根町一般会計補正予算（専決第 2 号）

令和 2 年度箱根町の一般会計補正予算（専決第 2 号）は、次に定めるところによる。

### （歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 25,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,264,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
65 繰入金		543,504	17,000	560,504
	05 基金繰入金	541,004	17,000	558,004
75 諸収入		235,477	8,000	243,477
	25 雑入	79,799	8,000	87,799
歳 入 合 計		12,239,000	25,000	12,264,000



( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補正額	計
30 観光費		1,143,243	25,000	1,168,243
	05 観光費	1,143,243	25,000	1,168,243
歳出	合計	12,239,000	25,000	12,264,000

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
65 繰入金	543,504	17,000	560,504
75 諸収入	235,477	8,000	243,477
歳入合計	12,239,000	25,000	12,264,000

## 2 歳入

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
05 財政調整基金繰入金	527,028	17,000	544,028
計	541,004	17,000	558,004

(款) 75 諸収入

(項) 25 雑入

目	補正前の額	補正額	計
10 雑入	79,765	8,000	87,765
計	79,799	8,000	87,799

## 3 歳出

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 観光振興費	207,347	25,000	232,347	0	0	8,000	17,000
計	1,143,243	25,000	1,168,243	0	0	8,000	17,000

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
30 観光費	1,143,243	25,000	1,168,243	0	0	8,000	17,000
歳出合計	12,239,000	25,000	12,264,000	0	0	8,000	17,000

(単位：千円)

節		金額	説明
区分	金額		
05 財政調整基金繰入金	17,000	05 財政調整基金繰入金追加	17,000

節		金額	説明
区分	金額		
25 観光費雑入	8,000	26 観光クーポン販売収入	8,000

(単位：千円)

節		金額	説明
区分	金額		
12 委託料	5,000	05-29-01 箱根ファン創出事業追加……………	25,000
18 負担金補助及び交付金	20,000	12-01 委託料追加	5,000
		18-51 補助金追加	20,000



議案第 39 号

箱根町固定資産評価審査委員会条例及び箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町固定資産評価審査委員会条例及び箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第 16 号)の施行による行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年法律第 151 号)の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



箱根町固定資産評価審査委員会条例及び箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

(箱根町固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 箱根町固定資産評価審査委員会条例(昭和41年箱根町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」改める。

(箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第2条 箱根町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年箱根町条例第10号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

箱根町情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第1条中「町の機関に係る申請、届出その他の手続等に関し」を「情報通信技術の便益を享受できる社会が実現されるよう、情報通信技術を活用した行政の推進について」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に、「行うことができるようにするための共通する」を「町の機関に係る手続等を行うために必要となる」に、「を図るとともに、」を「並びに」に、「に資する」を「を図り、もって町民生活の向上に寄与する」に改める。

第2条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改める。

第3条第1項中「町の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「使用して行わせる」を「使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、町の機関は、」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行

政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

- 5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。
- 6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

第4条第1項中「町の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「使用して」を「使用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、町の機関は、」を「処分通知等のうちに、」より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項を加える。

- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があ



る場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

第5条第1項中「町の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「かかる」を「係る」に、「の縦覧等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加える。

第6条第1項中「町の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、町の機関は、」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第9条を第12条とする。

第8条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「少なくとも毎年度1回、町の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる」を「電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる町の機関等に係る」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第11条とする。

第7条の見出しを「(その他必要な施策)」に改め、同条第1項中「町の

機関に係る手続等における情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政」に改め、「ため」の次に「、町の機関に係る手続等について電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことができるよう」を加え、「措置」を「施策」に改め、同条第2項中「措置」を「施策」に、「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条第3項中「情報通信の技術」を「情報通信技術」に改め、同条を第10条とする。

第6条の次に次の3条を加える。

(適用除外)

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの
- (2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

(添付書面等の省略)

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、町の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

(情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正)

第9条 町は、情報通信技術を活用した行政の推進に当たっては、町民が情報通信技術の便益を享受できるよう、情報通信技術の利用のための能力又

は利用の機会における格差の是正を図るために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



議案第 40 号

箱根町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部改正により住民票の除票の写し等を交付する制度が明確化されたこと、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）の一部改正により条例で引用する同法の名称等が改正されたこと及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正により個人番号通知カードが廃止されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町手数料条例の一部を改正する条例

箱根町手数料条例（平成 12 年箱根町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 25 の項を次のように改める。

25 除票の写しの交付	1 件につき	300 円
-------------	--------	-------

別表第 1 中 33 の項を 34 の項とし、同表の 32 の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第 4 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同項を同表の 33 の項とし、同表中 31 の項を 32 の項とし、28 の項から 30 の項までを 1 項ずつ繰り下げ、27 の項の次に次の 1 項を加える。

28 戸籍の附票の除票の写しの交付	1 件につき	300 円
-------------------	--------	-------

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。





議案第 41 号

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を  
定める条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省  
令(令和 2 年厚生労働省令第 40 号)が令和 2 年 3 月 26 日に公布され、  
同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正する  
必要があるので、本条例案を提出するものである。



箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

箱根町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年箱根町条例第24号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の2項を加える。

2 町長は、次のいずれかに該当するときは、前項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 町長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による前項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

3 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第37条第4号中「従事する場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳

幼児を養育することが困難な場合」を加える。

附則第4項中「第6条」を「第6条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 42 号

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定  
について

箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 6 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和 2 年政令第 69 号)が令和 2 年 3 月 27 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。



## 箱根町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

箱根町消防団員等公務災害補償条例（昭和42年箱根町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日（以下「事故発生日」という。）に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考1中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の箱根町消防団員等公務災害補償条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、令和2年4月1日以後に支給すべき事由の生じた箱根町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。





議案第43号

令和2年度箱根町一般会計補正予算（第2号）

令和2年度箱根町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,878千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,265,878千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和2年6月11日提出

箱根町長 山口昇士

# 第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金		1,544,246	5,773	1,550,019
	10 国庫補助金	1,332,644	5,773	1,338,417
65 繰入金		560,504	△18,595	541,909
	05 基金繰入金	558,004	△18,595	539,409
80 町債		1,336,500	14,700	1,351,200
	05 町債	1,336,500	14,700	1,351,200
歳 入 合 計		12,264,000	1,878	12,265,878

( 歳出 )

( 単位 : 千円 )

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 総務費		3,156,494	328	3,156,822
	05 総務管理費	2,904,544	328	2,904,872
45 教育費		1,569,768	1,550	1,571,318
	05 教育総務費	273,793	5,120	278,913
	10 小学校費	226,922	△70	226,852
	15 中学校費	85,010	△3,500	81,510
歳 出	合 計	12,264,000	1,878	12,265,878

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎施設等整備事業	千円 86,700	証書借入または、 証券発行  事業の進捗その 他の都合により、 起債前借または、 翌年度に繰り越し て借り入れること ができる。	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金につ いては、その融通 条件により、銀行 その他の場合には その債権者との 融通条件による。 ただし、町財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、 または、繰り上 げ償還もしくは 低利債に借り換 えることができる。
防災行政無線整備事業	24,000			
総合保健福祉センター 整備事業	74,600			
町道箱1号線他5路線 道路整備事業	77,700			
橋りょう長寿命化 改修事業	12,600			
救急業務高度化 推進事業	13,200			
消防車両整備事業	28,300			
湯本分署建設事業	450,400			
公民館整備事業	322,400			
総合体育館整備事業	246,600			
計	1,336,500			

補 正 後

限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
千円 86,700	証書借入または、 証券発行  事業の進捗その 他の都合により、 起債前借または、 翌年度に繰り越し て借り入れること ができる。	6.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金につい ては、その融通 条件により、銀行 その他の場合には その債権者との 融通条件による。 ただし、町財政 の都合により据 置期間及び償還 期限を短縮し、 または、繰り上 げ償還もしくは 低利債に借り換 えることができる。
24,000			
74,600			
77,700			
12,600			
27,900			
28,300			
450,400			
322,400			
246,600			
1,351,200			

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
45 国庫支出金	1,544,246	5,773	1,550,019
65 繰入金	560,504	△18,595	541,909
80 町債	1,336,500	14,700	1,351,200
歳入合計	12,264,000	1,878	12,265,878

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
10 総務費	3,156,494	328	3,156,822	218	0	0	110
30 観光費	1,168,243	0	1,168,243	20,379	0	0	△20,379
40 消防費	1,498,049	0	1,498,049	△14,824	14,700	0	124
45 教育費	1,569,768	1,550	1,571,318	0	0	0	1,550
歳出合計	12,264,000	1,878	12,265,878	5,773	14,700	0	△18,595

2 歳入

(款) 45 国庫支出金

(項) 10 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
15 民生費国庫補助金	22,328	218	22,546
40 消防費国庫補助金	14,824	△14,824	0
72 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金	0	20,379	20,379
計	1,332,644	5,773	1,338,417

(款) 65 繰入金

(項) 05 基金繰入金

05 財政調整基金繰入金	544,028	△18,595	525,433
計	558,004	△18,595	539,409

(款) 80 町債

(項) 05 町債

40 消防債	491,900	14,700	506,600
計	1,336,500	14,700	1,351,200



(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
15 児童福祉費国庫補助金	218	65 子ども・子育て支援事業費国庫補助金	218
05 消防費国庫補助金	△14,824	10 緊急消防援助隊設備整備費国庫補助金 更正減	△14,824
05 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金	20,379	05 新型コロナウイルス感染症対応地方創 生臨時交付金	20,379

05 財政調整基金繰入金	△18,595	05 財政調整基金繰入金更正減	△18,595

05 消防債	14,700	05 救急業務高度化推進事業債追加	14,700

3 歳出

(款) 10 総務費

(項) 05 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
15 電子計算管理費	140,248	328	140,576	218	0	0	110
計	2,904,544	328	2,904,872	218	0	0	110

(款) 30 観光費

(項) 05 観光費

35 商工振興費	483,681	0	483,681	20,379	0	0	△20,379
計	1,168,243	0	1,168,243	20,379	0	0	△20,379

(款) 40 消防費

(項) 05 消防費

15 消防施設費	569,047	0	569,047	△14,824	14,700	0	124
計	1,498,049	0	1,498,049	△14,824	14,700	0	124

(款) 45 教育費

(項) 05 教育総務費

10 事務局費	271,522	5,120	276,642	0	0	0	5,120
計	273,793	5,120	278,913	0	0	0	5,120

(款) 45 教育費

(項) 10 小学校費

10 小学校教育振興費	13,150	△70	13,080	0	0	0	△70
計	226,922	△70	226,852	0	0	0	△70

(款) 45 教育費

(項) 15 中学校費

10 中学校教育振興費	31,469	△3,500	27,969	0	0	0	△3,500
計	85,010	△3,500	81,510	0	0	0	△3,500

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	328	05-01-01 電子計算処理推進事業追加……………	328
		18-01 負担金追加	328

		財源振替	
		05-93-01 中小企業等感染症対策事業……………	財源内訳更正

		財源振替	
		05-01-01 救急業務高度化推進事業……………	財源内訳更正

10 需用費	600	05-26-01 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業追加……………	5,120
13 使用料及び 賃借料	3,900	10-01 消耗品費追加	600
		13-01 使用料及び賃借料追加	3,900
18 負担金補助 及び交付金	620	18-51 補助金	620

18 負担金補助 及び交付金	△70	01-05-01 経常経費更正減……………	△70
		(負担金補助及び交付金)	
		18-52 児童通学費補助金更正減	△70

(単位：千円)

18 負担金補助 及び交付金	△3,500	01-05-01 経常経費更正減……………	△3,500
		(負担金補助及び交付金)	
		18-52 生徒通学費補助金更正減	△3,500

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末  
及び当該年度末における現在高見込みに関する調書

(単位 千円)

区 分		前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1. 普 通 債	補正前の額	5,265,913	6,077,643	1,336,500	623,337	6,790,806
	補 正 額	0	0	14,700	0	14,700
	補正後の額	5,265,913	6,077,643	1,351,200	623,337	6,805,506
8. 消 防	補正前の額	934,444	950,834	491,900	227,674	1,215,060
	補 正 額	0	0	14,700	0	14,700
	補正後の額	934,444	950,834	506,600	227,674	1,229,760
合 計	補正前の額	6,968,948	7,561,280	1,336,500	866,023	8,031,757
	補 正 額	0	0	14,700	0	14,700
	補正後の額	6,968,948	7,561,280	1,351,200	866,023	8,046,457

## 議案第 44 号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり総合保健福祉センター整備事業 総合保健福祉センター外壁タイル改修工事の工事請負契約を締結する。

#### 1 契約の相手方

神奈川県足柄下郡箱根町宮城野 585 番地の 1

有限会社丸要建設

代表取締役 勝俣 浩一

#### 2 契約金額

金 54,120,000 円

令和 2 年 6 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

#### (提案理由)

総合保健福祉センター整備事業 総合保健福祉センター外壁タイル改修工事について、令和 2 年 5 月 21 日に一般競争入札をしたところ、有限会社丸要建設が落札したので、本案をもって工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 24 号) 第 2 条の規定により提出するものである。



## 議案第 45 号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり公民館整備事業 仙石原公民館ホール改修工事の工事請負契約を締結する。

#### 1 契約の相手方

箱根建設・共栄建設共同企業体

代表者 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 126 番地

箱根建設株式会社

代表取締役 勝俣 昭彦

#### 2 契約金額

金 324,830,000 円

令和 2 年 6 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

#### (提案理由)

公民館整備事業 仙石原公民館ホール改修工事について、令和 2 年 5 月 15 日に意向確認型指名競争入札をしたところ、落札者がなく不調となった。このため、再度同日に最低価格を提示した者と見積合せを実施し、箱根建設・共栄建設共同企業体が落札したので、本案をもって随意契約にて工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 24 号)第 2 条の規定により提出するものである。





## 議案第 46 号

### 工事請負契約の締結について

次のとおり総合体育館整備事業 総合体育館吊り天井耐震化工事の工事請負契約を締結する。

#### 1 契約の相手方

箱根建設・丸要建設共同企業体

代表者 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 126 番地

箱根建設株式会社

代表取締役 勝俣 昭彦

#### 2 契約金額

金 264,000,000 円

令和 2 年 6 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

#### (提案理由)

総合体育館整備事業 総合体育館吊り天井耐震化工事について、令和 2 年 5 月 15 日に意向確認型指名競争入札をしたところ、落札者がなく不調となった。このため、再度同日に最低価格を提示した者と見積合せを実施し、箱根建設・丸要建設共同企業体が落札したので、本案をもって随意契約にて工事請負契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 2 条の規定により提出するものである。



## 議案第 47 号

### 物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

#### 1 物件内容等

ハイブリッド式非常用可搬型発電機「ELSONA」S-5500 16台

#### 2 契約の相手方

神奈川県足柄下郡箱根町元箱根 160 番地

株式会社ヒラボウ 箱根営業所

営業所長 加藤 聡

#### 3 契約金額

金 10,876,800 円

令和 2 年 6 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

#### (提案理由)

地震等災害対策事業 発電機購入について、令和 2 年 4 月 30 日に指名競争入札をしたところ、株式会社ヒラボウ 箱根営業所が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。



## 議案第 48 号

### 物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

#### 1 購入品名・型式・台数

(1) 購入品名 高規格救急自動車（車両本体・ぎ装）

(2) 型 式 日産パラメディック CBF-CS8E26W

(3) 台 数 1 台

#### 2 契約の相手方

神奈川県横浜市磯子区坂下町 1-1

神奈川日産自動車株式会社 法人営業部

部長 實方 忠雄

#### 3 契約金額

金 20,570,000 円

令和 2 年 6 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

#### (提案理由)

救急業務高度化推進事業 高規格救急自動車（車両本体・ぎ装）購入について、令和 2 年 5 月 26 日に指名競争入札をしたところ、神奈川日産自動車株式会社 法人営業部が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。



## 議案第 49 号

### 物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

- 1 物件内容等  
高規格救急自動車用医薬品・医療器具
  
- 2 契約の相手方  
神奈川県横浜市中区かもめ町 6  
日本船舶薬品株式会社 横浜支店  
支店長 高 清 敦
  
- 3 契約金額  
金 13,442,000 円

令和 2 年 6 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

#### (提案理由)

救急業務高度化推進事業 高規格救急自動車（医薬品・医療器具）購入について、令和 2 年 5 月 26 日に指名競争入札をしたところ、日本船舶薬品株式会社横浜支店が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年箱根町条例第 24 号）第 3 条の規定により提出するものである。





## 議案第 50 号

### 物件供給契約の締結について

次のとおり物件供給契約を締結する。

#### 1 購入品名・型式・台数

- (1) 購入品名 消防ポンプ自動車(第 5 分団第 1 部)
- (2) 型 式 いすゞエルフ 2PG-NMS88AN-FE5W9GY-JD
- (3) 台 数 1 台

#### 2 契約の相手方

東京都港区芝 5-36-7  
株式会社モリタ 東京支店  
支店長 山北 忠司

#### 3 契約金額

金 24,970,000 円

令和 2 年 6 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

#### (提案理由)

消防車両整備事業 消防ポンプ自動車(第 5 分団第 1 部)購入について、令和 2 年 5 月 26 日に指名競争入札をしたところ、株式会社モリタ 東京支店が落札したので、本案をもって物件供給契約の締結をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和 39 年箱根町条例第 24 号)第 3 条の規定により提出するものである。



議案第 51 号

町道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を変更する。

令和 2 年 6 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な 経過地
町道湯 185 号線	旧	湯本字三枚橋 891 番 1 地先 湯本字山崎 990 番 2 地先	
	新	湯本字三枚橋 891 番 1 地先 湯本字山崎 990 番 1 地先	

（提案理由）

本路線は一部現況がないことから土地の有効利用を目的として一部廃止し、道路区域を変更しようとするものである。



議案第 52 号

町道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を変更する。

令和 2 年 6 月 11 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

路線名	新旧別	起 点 終 点	重要な 経過地
町道箱 100 号線	旧	箱根字壁取 521 番 2 地先 箱根字胤殺 535 番地先	
	新	箱根字壁取 521 番 6 地先 箱根字胤殺 535 番地先	

（提案理由）

本路線は一部現況がないため、土地の有効利用を目的として一部廃止し、道路区域を変更しようとするものである。

